- 2(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路 線 名 小川長野線
 - (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市大字小鍋字糀山1020番の4地先から 長野市大字小鍋字戸板1024番の3地先まで	旧	6.8 ~ 9.0	km 0.1157
同 上	新	8.4 ~ 15.6	0. 1157

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第16号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年11月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年11月11日

長野県長野建設事務所長 坂 口 一 俊

- 1 路 線 名 小川長野線
- 2 供用を開始する区間 長野市大字小鍋字糀山1020番の4地先から 長野市大字小鍋字戸板1024番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和6年11月11日

道路管理課



公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。 令和6年11月11日

長野県知事 阿 部 守 一

発生した家畜 伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜・疑似 患畜の区分	発生 頭数	発生の場所 又は区域
ヨーネ病	牛	令和6年10月31日	患畜	2	南佐久郡 南牧村

園芸畜産課